

笠岡市就学前教育・保育施設 再編整備計画

平成31年 3月

笠 岡 市

笠岡市教育委員会

目 次

I	「就学前教育・保育施設再編整備計画」の策定にあたって	1
1	基本的な考え	1
2	公立認定こども園への再編整備	2
3	民間活力の積極的な活用	3
4	公共施設等総合管理計画との整合	3
II	公立教育・保育施設の再編整備計画・スケジュール	5
	○中央部エリア	5
	○東部エリア	7
	○西部エリア	8
	○南部エリア	10
	○北部エリア	11
	○島嶼部エリア	13
	■計画スケジュール一覧	15
III	計画の推進	16
	用語等の解説	17

参考資料（別冊）

I 「就学前教育・保育施設再編整備計画」の策定にあたって

1 基本的な考え

国において、子ども・子育て支援法をはじめとする子ども・子育て関連3法が制定され、平成27年4月からすべての子育て家庭が安心して支援を受け、子どもたちが健やかに成長することができる社会の実現を目指して、「子ども・子育て支援新制度」が始まった。

笠岡市では、就学前教育・保育の現状と課題を明確にして新制度を効果的、効率的に進めていくための取組の一つとして、平成29年11月に「笠岡市幼保一体化のあり方について」を策定した。この中で、本市の現状と課題を明らかにし、それらを踏まえ、幼保一体化に向けた推進体制の基本方針として、「担当部署の一本化」、「職員の資格の併用化と資質の向上」を示し、「施設整備の実施」については、公共施設等総合管理計画との整合を図りながら今後、新設する就学前教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園等）は、幼保連携型認定こども園とすることとしている。

そして、すべての子どもがより適切で、心身の発達にとってふさわしい就学前教育・保育を受けることができるようにするための幼保一体化に向けての今後の進め方として、「適正な集団規模の確保」、「公立施設の適正な配置の検討」の2点を挙げて、公立の就学前教育・保育施設の再編についての方針を示している。

したがって、本再編整備計画は、「笠岡市幼保一体化のあり方について」で示されている方針に沿って策定する。

（1）適正な集団規模の確保

幼稚園、保育所等の就学前教育・保育施設は、子どもたちが初めて集団生活を経験し、その生活の中での友だちとの関わりを通して自分と違う考えや個性に出会い、様々な経験を積みながら共に成長するなど、生涯にわたる人間形成の基礎を培う経験を重ねる大切な場所である。

そのためには、発達段階に応じた適正な規模を確保し、同年齢、異年齢などによる多様な集団活動を営むことができる場を提供していくことが必要である。

本市では、全国的な傾向と同様に、就学前児童数は減少してきており、出生率の低下などにより今後さらに減少幅が大きくなることが見込まれている。そのような状況の中で公立幼稚園、公立保育所の適正な集団規模については、幼稚園では笠岡市教育審議会答申（平成21年12月18日）の中で、「社会性、集団性の教育的見地から、1学級あたりの望ましい人数は、5人以上である」と示されている。また、保育所では、「保育所の利用定員は20名以上」（平成26

年4月30日「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」）とされている。

また、平成23年に文部科学省委託事業として、(社)全国幼児教育研究協会が実施した「幼児集団の形成過程と協同性の育ちに関する研究」報告書では、全国の園長・教諭への意識調査から、3歳児以上の児童において、教員が考える「望ましい1学級の人数」を記載している。その中で、「発達段階を考慮すれば、3歳児には基本的な生活習慣を個々に身につけさせることが、まず優先される。また、4・5歳児は友達関係が徐々に広がり集団を形成して生活ができるようになっていく。こうした発達の過程を考慮すれば、3歳児は20人以下、4・5歳児は20人以上、特に5歳児は25人以上が望ましい。」とまとめている。

これらのことや本市の状況を考慮し、就学前の子どもたちの心身の発達のために、よりふさわしい集団規模の確保の観点に鑑み、幼保一体化を図る認定こども園については、満3歳以上の児童は20名以上、全体で30名以上を基準に整備していくこととする。

(2) 公立施設の適正な配置の検討

本市には、公立幼稚園11園（休園2園を含む）、公立保育所7園（休園1園を含む）、私立保育園8園（休園1園を含む）、私立認定こども園2園がある。さらに事業所内保育所が2か所設置されている。

私立保育園については、平成30年度から認定こども園となった2園を含めて定員充足率は約9割となっており、市内の就園児童全体の3分の2を占めるなど、今後においてもその役割が十分期待されている。

また、公立保育所については、市域の周辺部に位置し、全体的に就園児童の減少が続き、定員を下回っているが、一部の保育所を除いて一定数の児童が入所しており、それぞれの地域の中で保育需要に応える役割を担っている。

さらに、公立幼稚園については、平成20年度には在籍児童数311名であったが、平成30年度は184名となるなど、少子化と共働き世帯の増加等により各園の就園児童が著しく減少してきており、発達段階に応じた望ましい集団活動等ができにくい園が生じている。

こうした市域の就学前教育・保育施設の配置状況や保育需要等について勘案しながら、民間施設の配置状況を考慮しつつ、今後の公立の就学前教育・保育施設の再編整備について考えることとした。

2 公立認定こども園への再編整備

本市の少子化の進展と就学前教育・保育施設の既存の配置状況を踏まえ、乳幼児保育の需要の増加をはじめ多様化する就労形態の中で、市民の様々な教育・保育ニーズに対応し適正な集団規模を確保した上で、効果的、効率的に対応する施設運営

が求められている。

また、国において、就学前教育・保育施設を大切な幼児教育施設として明確に位置付け、幼稚園、保育所及び認定こども園における幼児教育の指針を共有化した新しい「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が平成30年4月から同時に施行された。

今回の改訂では、幼児教育と小学校以上の学校教育で共通する力を育成していくために「幼児教育において育みたい資質・能力」として、「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱が示された。さらに、子どもの育ちの方向性として「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（10の姿）」が示されるなど、幼児教育を通して育成していきたい力を子どもの姿として具体的、体系的、実践的に明示している。こうした新しい教育・保育要領が示す幼児教育の方針を実践する施設整備が求められている。

また、就学前教育・施設の利用においては、制度上、保護者の就労状態により、就労していない場合は幼稚園（※1号認定こどもに対応）に、就労している場合は保育所（園）（※2号、3号認定こどもに対応）にと、それぞれ就園できる施設が定められている。就園後の保護者の就労変化によっては、子どもの就園施設の変更を求めざるを得ない状況がある。

こうしたことから、公立の就学前教育・保育施設の統廃合を計画的に進め、教育機能と保育機能を併せ持ち、保護者の就労等の有無による子どもへの影響が少ない幼保連携型を基本とする認定こども園（1号、2号、3号認定こどもに対応）として再編整備していくこととする。

3 民間活力の積極的な活用

本市では、就学前教育・保育サービスの提供に関して、私立保育園や認定こども園は、全体の就園児童の3分の2を占めており、通常の保育事業だけでなく延長保育や休日保育等において、また、地域の子育て支援拠点としてその一角を担うなど、就学前教育・保育施設として果たしている役割は大きいといえる。

これらの現況等を踏まえ、私立の保育園のこれまでの役割を再確認するとともに、新たに認定こども園に移行するなど、民間におけるアイデアと工夫を凝らした教育・保育の充実と向上への意欲的な取組を支援し、今後も民間と公立との連携に努め、市域全体の就学前教育・保育の一層の充実を図るものとする。

4 公共施設等総合管理計画との整合

本市では、多様な行政需要に対応するため、学校、保育所、公民館、市営住宅など、多くの公共施設を建設してきた。しかし、少子・超高齢社会の進展や人口減少社会を迎える中で、高度成長期からバブル期かけて整備されたこれらの公共施設は、今後、一斉に老朽化し、建替等が集中することとなり、財政の圧迫が懸念されている。

このことから、本市では、平成28年6月に、今後の適正で財政的にも持続可能な

公共施設の運営方針を示した「笠岡市公共施設等総合管理計画」を策定した。

この計画では、市民や利用者に、さらに安全・安心で質の高い施設サービスを提供するとともに、公共施設の利活用の促進や集約化を図って持続可能な財政運営を継続し、将来を見据えた公共施設の最適化を推進していくよう示している。

その中で、学校等のハコモノ施設について、財政状況や人口減少に応じて施設総量を縮減するとともに、新規整備を抑制し、施設の複合化と運営の効率化を推進することを方針とし、次の3つの原則を定めている。

- ① 財政状況や人口規模に応じた施設総量の縮減
- ② 新規整備の抑制や費用対効果を考慮した更新
- ③ 施設の複合化や効率的な運営の推進

本再編整備計画においても、公共施設等総合管理計画との整合を図るものとする。

Ⅱ 公立就学前教育・保育施設の再編整備計画・スケジュール

本市の就学前教育・保育施設は、それぞれの園区について特定エリアを設定せず、市内全域としているため、利用者のニーズや利便性等に応じて、自由に通園施設を選択することが可能である。これを基本としつつ公共施設の配置について、市域を地理的、地域性、就学前児童数及び小・中学校区を考慮して、陸地部の5つのエリアと島嶼部エリアに分け、公立の就学前教育・保育施設の集約と認定こども園への移行を図る中で、再編整備を進める。再編整備にあたっては、各エリアにおいて教育・保育の利用見込みや民間施設の配置状況を踏まえ、島嶼部を除き、中学校区に公立施設を1園以上配置することとし、既存施設の就園児童数とその受け皿となる施設の面積等を念頭に置き、現在ある公立施設を18園から9園に再編することとする。

また、計画期間としては、2019年度（平成31年度）から2024年度（平成36年度）までの6年間を目途として、実施するものとする。

中央部エリア

【対象学区】

- ・笠岡小学校区（笠岡，中央町）
- ・中央小学校区（富岡，番町，緑町，新横島，美の浜，横島，入江，絵師）
- ・今井小学校区（園井，今立，馬飼，広浜）
- ・大井小学校区（春日台，大井南，小平井，東大戸，西大戸）

◇エリアの子ども数・就園児数

平成30年4月1日現在

年齢	総数 (人)	公立					私立					就園計	就園率 (%)
		笠岡幼	今井幼	大井幼	富岡幼	横江幼	若竹保	まや保	富岡保	和光保	笠岡こども園		
0歳	139	—	—	—	—	—	9	3	5	9	1	27	19.4
1歳	159	—	—	—	—	—	8	14	16	32	13	83	52.2
2歳	163	—	—	—	—	—	12	27	19	31	16	105	64.4
3歳	167	2	3	6	14	7	17	22	31	41	14	157	94.0
4歳	168	8	3	9	13	7	17	29	25	45	17	173	103.0
5歳	190	7	1	2	16	8	20	32	27	48	14	175	92.1
合計	986	17	7	17	43	22	83	127	123	206	75	720	73.0

※就園児数は、エリアの内・外の区別はしていない。（以降において、同じ。）

【スケジュール】

施設名	2019 年度 (H31 年度)	2020 年度 (H32 年度)	2021 年度 (H33 年度)	2022 年度 (H34 年度)	2023 年度 (H35 年度)	2024 年度 (H36 年度)	2025 年度 (H37 年度)
横江 幼稚園	富岡認定こども園に再編						
富岡 幼稚園	幼保連携型認定こども園 (3 歳児以上) に移行			富岡認定こども園 【幼保連携型】			
大井 幼稚園	笠岡幼認定こども園に再編						
笠岡 幼稚園	幼保連携型認定こども園 (3 歳児以上) に移行					笠岡幼認定こども園 【幼保連携型】	
今井 幼稚園	笠岡幼認定こども園に再編						

※認定こども園の名称は仮称として表記している。(以降において、同じ。)

- 富岡幼稚園は、2022 年度(平成 34 年度)を目途に当面は 3 歳児以上の幼保連携型認定こども園に移行し、集団確保を図る。施設の更新等整備の際に一般的な幼保連携型への移行を検討する。
- 横江幼稚園は、就学児童の減少傾向にあるため、2024 年度(平成 36 年度)を目途に富岡認定こども園(旧富岡幼稚園)に再編する。
- 笠岡幼稚園は、駅前周辺開発構想の展開を図る中で、駅前エリアの活性化策の一つとして施設を継続し、2024 年度(平成 36 年度)を目途に当面は 3 歳以上の幼保連携型認定こども園に移行し、適正な集団の確保を図る。将来的に施設の更新等整備の際に一般的な幼保連携型への移行を検討する。
- 大井幼稚園は、適正な集団の確保が難しくなっていることから、2024 年度(平成 36 年度)を目途に、笠岡幼認定こども園(旧笠岡幼稚園)に再編する。
- 今井幼稚園は、園舎建築後 50 年が経過し、施設の老朽化が著しく、就園児童も著しく減少しているため、2024 年度(平成 36 年度)を目途に笠岡幼認定こども園(旧笠岡幼稚園)に再編する。
- 中央部エリアにおける子どもの教育・保育需要は、富岡幼稚園及び笠岡幼稚園の認定こども園への移行を図ると共に、民間の認定こども園(1 園)・保育園(4 園)の活用により対応する。

東 部 エ リ ア

【対象学区】

・大島小学校区（西大島新田，西大島，大島中）

◇エリアの子ども数・就園児数

平成30年4月1日現在

年齢	総数(人)	公立	私立	就園計	就園率(%)
		大島幼	つばくろこども園		
0歳	19	—	6	6	31.6
1歳	23	—	13	13	56.5
2歳	28	—	24	24	85.7
3歳	34	5	27	32	94.1
4歳	42	6	25	31	73.8
5歳	32	11	25	36	112.5
合計	178	22	120	142	79.8

【スケジュール】

施設名	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)	2021年度 (H33年度)	2022年度 (H34年度)	2023年度 (H35年度)	2024年度 (H36年度)	2025年度 (H37年度)
大島幼稚園							
幼保連携型認定こども園（3歳児以上）に移行						大島認定こども園 【幼保連携型】	

○東部エリアは，整備工事が進展している玉島笠岡道路の開通などにより，開発が進む西大島新田地区において，子どもの増加が今後も予測されることから，大島幼稚園を2024年度(平成36年度)を目途に，当面は3歳児以上の幼保連携型認定こども園に移行し，適正な集団の確保を図る。将来的に施設の更新等整備の際に，一般的な幼保連携型への移行を検討する。

○東部エリアにおける子どもの教育・保育の需要は，大島幼稚園の認定こども園への移行を図ると共に，民間の認定こども園（1園）及び隣接する中央エリアの民間保育園等の活用を図り対応する。

西部エリア

【対象学区】

- ・金浦小学校区（旭が丘，金浦，生江浜，大河，相生，吉浜）
- ・陶山小学校区（有田，押撫，入田，篠坂）
- ・城見小学校区（大冨，用之江，城見台，茂平）

◇エリアの子ども数・就園児数

平成30年4月1日現在

年齢	総数 (人)	公立			私立			就園計	就園率 (%)
		金浦幼	陶山幼	城見保	金浦保	新川保	太陽の森保		
0歳	48	—	休園中	3	5	2	3	13	27.1
1歳	52	—	休園中	11	5	16	7	39	75.0
2歳	40	—	休園中	11	7	13	3	34	85.0
3歳	63	8	0	18	5	17	10	58	92.1
4歳	57	6	0	20	8	22	2	58	101.8
5歳	54	12	0	14	12	23	1	62	114.8
合計	314	26	0	77	42	93	26	264	84.1

【スケジュール】

施設名	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)	2021年度 (H33年度)	2022年度 (H34年度)	2023年度 (H35年度)	2024年度 (H36年度)	2025年度 (H37年度)
金浦幼稚園	城見認定こども園に再編						
城見保育所	幼保連携型認定こども園（0から5歳児）に移行					城見認定こども園 【幼保連携型】	
陶山幼稚園	休園中 城見認定こども園に再編						

- 城見保育所は、2024 年度(平成 36 年度)を目途に、幼保連携型認定こども園への移行を図り、休園している陶山幼稚園を再編し、エリアの 1 号認定こどもの需要に対応する。
- 金浦幼稚園は、建築後 50 年を経過し、施設の著しい老朽化と就園児童の減少から、2024 年度(平成 36 年度)を目途に、城見認定こども園(旧城見保育所)に再編する。
- 西部エリアの子どもの教育・保育需要は、城見保育所の認定こども園への移行を図ると共に、民間保育園（3 園）の活用を図り対応する。

南部エリア

【対象学区】

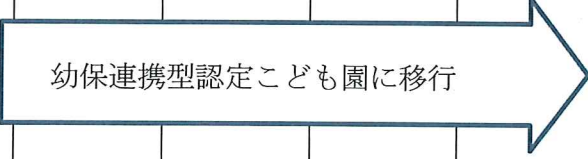
- ・神内小学校区（神島，拓海町，ガブト東町，カブト中央町）
- ・神島外小学校区（神島外浦，高島）

◇エリアの子ども数・就園児数

平成30年4月1日現在

年齢	総数(人)	公立		就園計	就園率(%)
		神島保	外浦保		
0歳	16	0	0	0	0.0
1歳	8	4	0	4	50.0
2歳	15	9	4	13	86.7
3歳	21	16	3	19	90.5
4歳	19	11	4	15	79.0
5歳	23	13	2	15	65.2
合計	102	53	13	66	64.7

【スケジュール】

施設名	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)	2021年度 (H33年度)	2022年度 (H34年度)	2023年度 (H35年度)	2024年度 (H36年度)	2025年度 (H37年度)
神島 保育所		 神島認定こども園 【幼保連携型】					
外浦 保育所		 外浦認定こども園 【幼保連携型】					

- 現在，建替整備している神島保育所は，この機会に1号認定子どもの需要にも対応すべく，幼保連携型認定こども園（0から5歳児）として，2020年度(平成32年度)のスタートを目指し整備する。
- 外浦保育所は，島嶼部の子どもの受け入れ施設として継続し，2023年度(平成35年度)を目途に，幼保連携型認定こども園（1から5歳児）への移行を図る。
- 南部エリアの子どもの教育・保育需要は，神島認定こども園と外浦保育所の認定こども園への移行を図り，対応する。

北 部 エ リ ア

【対象学区】

- ・吉田小学校区（吉田，関戸，尾坂）
- ・新山小学校区（新賀，山口）
- ・北川小学校区（走出，甲弩）

◇エリアの子ども数・就園児数

平成30年4月1日現在

年齢	総数(人)	公立				就園計	就園率(%)
		尾坂幼	吉田保	新山保	北川保		
0歳	24	—	3	0	0	3	12.50
1歳	30	—	8	5	6	19	63.33
2歳	26	—	8	4	6	18	69.23
3歳	37	10	9	5	10	34	91.89
4歳	46	5	15	8	14	42	91.30
5歳	41	8	13	7	10	38	92.68
合計	204	23	56	29	46	154	75.49

【スケジュール】

施設名	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)	2021年度 (H33年度)	2022年度 (H34年度)	2023年度 (H35年度)	2024年度 (H36年度)	2025年度 (H37年度)
尾坂幼稚園	吉田認定こども園に再編						
吉田保育所	幼保連携型認定こども園（0～5歳児）に移行					吉田認定こども園 【幼保連携型】	
新山保育所	吉田認定こども園に再編						
北川保育所	幼保連携型認定こども園（1～5歳児）に移行					北川認定こども園 【幼保連携型】	

- 施設規模の大きい吉田保育所は、2024 年度(平成 36 年度)を目途に幼保連携型認定こども園（0 から 5 歳児）への移行を図る。
- 新山保育所は、就園児童が減少しており、今後に集団確保が難しくなると予測されるため、2024 年度(平成 36 年度)に吉田保育所が幼保連携型認定こども園への移行に合わせて再編する。
- 北川保育所は、2024 年度(平成 36 年度)を目途に、幼保連携型認定こども園（1 から 5 歳児）への移行を図る。
- 尾坂幼稚園は、今後において、集団の確保がさらに難しくなると予測されることから、2024 年度(平成 36 年度)の認定こども園のスタートに合わせ、吉田認定こども園(旧吉田保育所)に再編する。
- 北部エリアの子どもの教育・保育需要は、吉田保育所及び北川保育所の認定こども園への移行により対応する。

島 嶼 部 エ リ ア

【対象学区】

- ・白石小学校区（白石島）
- ・北木小学校区（北木島町）
- ・真鍋小学校区（真鍋島）
- ・六島小学校区（六島）

◇エリアの子ども数・就園児数

平成30年4月1日現在

年齢	総数(人)	白石幼	北木西幼	真鍋保	就園計	就園率(%)
0歳	3	休園中	—	休園中 0	0	0.0
1歳	1	休園中	—	休園中 0	0	0.0
2歳	2	休園中	—	休園中 0	0	0.0
3歳	3	0	2	0	2	66.7
4歳	6	0	4	0	4	66.7
5歳	3	0	1	0	1	33.3
合計	15	0	7	0	7	46.7

【スケジュール】

施設名	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)	2021年度 (H33年度)	2022年度 (H34年度)	2023年度 (H35年度)	2024年度 (H36年度)	2025年度 (H37年度)
白石 幼稚園	休園中	閉園					
北木西 幼稚園	状況を見て休園又は閉園を検討						
真鍋島 保育所	休園中	閉園					
外浦 保育所	幼保連携型認定こども園（1～5歳児）に移行（島嶼部の受入れ施設）				外浦認定こども園 【幼保連携型】		

- 現在、休園中の白石幼稚園と真鍋保育所は、今後も開園の見通しが厳しい状況にあることから、2020年度(平成32年度)を目途に閉園とする。
- 北木西幼稚園は、今後の子ども数の推移を見る中で休園又は閉園を検討する。
- 島嶼部における子どもの著しい減少の中で、今後の就学前教育・保育に対する需要に対して、島嶼部の子どもの受け入れ施設として外浦保育所を、2023年度(平成35年度)を目途に幼保連携型認定こども園に移行・継続して対応する。
- このほか、陸地部の施設への通園に対する「離島未就学児通所支援事業補助金」による交通費助成制度の活用を図る。

就学前教育・保育施設の再編・認定こども園化計画スケジュール一覧

【変更後】			幼稚園卒園 (H31入園児)			保育所卒園 (H31入園児)																		
エ リ ア	施設名	説 明	2019年度 (平成31年度)			2020年度 (平成32年度)			2021年度 (平成33年度)			2022年度 (平成34年度)			2023年度 (平成35年度)			2024年度 (平成36年度)			2025年度 (平成37年度)			
			上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	
北 部	北川保育所	認定こども園 (1～5歳児)へ移 行																			こども園			
	新山保育所	吉田認定こども園 へ再編																			再 編			
	吉田保育所	認定こども園 (0～5歳児)へ移 行																			こども園			
	尾坂幼稚園	吉田認定こども園 へ再編																			再 編			
中 央 部	大井幼稚園	笠岡幼認定こども 園へ再編																			再 編			
	今井幼稚園	笠岡幼認定こども 園へ再編																			再 編			
	笠岡幼稚園	認定こども園 (3歳児以上)へ 移行																			こども園			
	富岡幼稚園	認定こども園 (3歳児以上)へ 移行													こども園									
	横江幼稚園	富岡認定こども園 へ再編																			再 編			
東 部	大島幼稚園	認定こども園 (3歳児以上)へ 移行																			こども園			
西 部	城見保育所	認定こども園 (0～5歳児)へ移 行																			こども園			
	金浦幼稚園	城見認定こども園 へ再編																			再 編			
	陶山幼稚園	休園中⇒ 城見認定こども園 へ再編																			再 編			
南 部	神島保育所	認定こども園(0～ 5歳児)へ移行																			こども園			
	外浦保育所	認定こども園(1～5 歳児)へ移行(島嶼 部受入れ施設)													こども園									
島 地 部	白石幼稚園	休園中⇒閉園																			閉 園			
	北木西幼稚園	島嶼部の対応を 検討																						
	真鍋島保育所	休園中⇒閉園																			閉 園			
※認定こども園の名称は仮称で表記している。						幼稚園卒園 (H31入園児)						保育所卒園 (H31入園児)												

Ⅲ 計画の推進

1 認定こども園への移行に向けた公立幼稚園・保育所の運用

- 再編（統合）される施設の入園募集は、再編予定年度の前年度までの入園とする。
- 再編（統合）予定の施設における入園については、再編により、卒園前に転園となる状況が生じることも含め、保護者の判断に委ねることとする。
- 島嶼部及び認定こども園に移行予定の施設を除き、在園児童が3年連続して15人未満となる場合は、休園措置を検討する。

2 関係機関等との連携

質の高い就学前教育・保育の提供及び子育て支援事業の実施においては、教育や福祉、保健・医療など、幅広い分野に関わることから、市長部局の関係部署や教育委員会との連携はもとより、小学校・中学校、民間の教育・保育施設はじめ、保健所や医療機関など、市内にある関係機関との連携に努める。

3 計画の管理・見直し

本計画策定後においては、現行の本市子ども・子育て支援事業計画や次期子ども・子育て支援事業計画との整合を図るとともに、今後の出生数や教育・保育の利用見込みなど、社会環境の動向を踏まえ、本計画の見直しを行い、適切な計画の推進に努める。

用語等の解説

○教育・保育の支給認定

子ども・子育て支援法（平成 27 年 4 月 1 日施行）に伴い、「認定こども園」、「幼稚園」、「保育所」、「小規模保育等」の教育・保育を利用する子どもについては、次の 3 つの認定区分が設けられ、この区分に基づいて教育・保育給付が行われます。

・ 1 号認定子ども

… 満 3 歳以上の小学校就学前の子どもであって、2 号認定以外のもの（法第 19 条第 1 項第 1 号） ⇒ 【利用施設：幼稚園、認定こども園】

・ 2 号認定子ども

… 満 3 歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難なもの（法第 19 条第 1 項第 2 号）
⇒ 【利用施設：保育所、認定こども園】

・ 3 号認定子ども

… 満 3 歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難なもの（法第 19 条第 1 項第 3 号）
⇒ 【利用施設：保育所、認定こども園、小規模保育等】

○「認定こども園」とは？

認定こども園は、保護者や地域の多様化するニーズに応えるために設けられたもので、小学校就学前の教育・保育を一体としてとらえ、幼稚園と保育所のそれぞれの良いところを活かしながら、その両方の役割を果たすことができる施設です。また、認定こども園に通っていない子どもに対しても、子育て相談などの子育て支援を行います。

○「認定こども園」4 類型

幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	保育所型 認定こども園	地域裁量型 認定こども園
幼稚園機能と保育所機能の両方を併せもつ単一の施設。	幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど保育所機能を加えた施設。	保育所が、保育が必要なこども以外の子どもを受け入れるなど幼稚園機能を加えた施設。	幼稚園、保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が認定こども園として必要な機能を果たす施設

○「認定こども園」のメリットは？

- 3 歳以上の子どもは、保護者の就労の状況等に関わらず、どの子も教育・保育を一緒に受けることができ、幅広い交流ができます。
- 保護者が就職したり、退職したりしても、退園することなくそのまま通い慣れた園を続けて利用することができます。
- 育児相談などの子育て支援の場が用意されており、地域の子育て支援を行います。

